

## 勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、本市職員の勤務条件について、次の措置をとられるよう勧告します。

### 1 平成 27 年 4 月の民間給与との較差の解消等

#### ( 1 ) 給料表

現行の行政職員給料表について、国の俸給表の改定状況及び本市の実情等を勘案し、民間給与との較差を解消するよう改定すること。

その他の給料表についても、行政職員給料表との均衡を考慮して改定すること。

#### ( 2 ) 期末手当及び勤勉手当

市内民間事業所における支給状況及び国の特別給の改定状況等を考慮して改定すること。

#### ( 3 ) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告の内容を考慮のうえ、必要な改定を行うこと。

#### ( 4 ) 改定の実施時期

この改定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、実施すること。

## 2 給与制度の総合的見直し

### (1) 給料表

1(1)で改定した行政職員給料表については、国の行った給与制度の総合的見直しにおける地域間及び世代間の給与配分の見直しの内容を基本としながら、本市の実情を踏まえ、給料表の水準を引き下げる改定を行うこと。

その他の給料表(医療職員給料表を除く。)についても、行政職員給料表との均衡を考慮して改定すること。

### (2) 地域手当

行政職員給料表及び消防職員給料表の適用を受ける職員で、東京都の特別区に属する地域に勤務する職員の地域手当の支給割合を100分の20とすること。また、医療職員給料表の適用を受ける職員の地域手当の支給割合を100分の16とすること。

### (3) 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。(1)の給料表の改定に当たっては、国の経過措置を考慮し、所要の経過措置を講ずること。